

しまね

生衛だより



ピナンカズラ

編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ: <https://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail : shimanecenter@seiei.or.jp

第84号

ぐるっと松江堀川めぐり (堀川遊覧船)

松江市

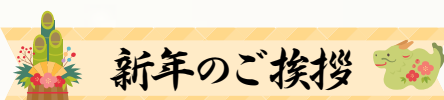
国宝松江城をぐるりと囲うお堀に浮かんで、松江のまちをゆったり進む屋根つきの小さな船。靴を脱いでべたりと腰を下ろしたら、船頭さんの合図とともに気ままな旅のはじまりです。待ち構えるは個性豊かな17の橋。四季折々にうつろう自然と江戸時代の風情を味わいながら船の上ならではの景色をゆるりと楽しむことができます。



こたつ船

冬の風物詩として、「こたつ船」を冬に運航しております。豆炭を使ったやぐらこたつにあたりながら、冬の景色を楽しんでいただく事ができます。

[ぐるっと松江堀川めぐり堀川遊覧船HPより]



公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター
理事長 福代一成

あけましておめでとうございます。
皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。平素から当指導センターの運営や諸事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナは、昨年5月に2類感染症から5類感染症へと移行し、街の賑わいも少しずつ増えてきましたが、これまでのコロナ禍、近年の国際的な緊張状態による経済環境の悪化は、生活衛生業にとって厳しい経営状況となっています。

指導センターとしましても、皆様のご期待に応え、より効果的で効率的な営業指導を提供できるよう、新たな改善策等を積極的に取り入れるとともに、様々な情報を迅速に提供し、生衛業界の振興と健全な発展の年となるよう邁進してまいります。

2024年の辰年は、これまで努力してきたことが実を結んで成就する年になると謂われております。組合員相互一致団結し乗り越えて行きたいと思っております。

皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和5年度生活衛生功労者表彰

栄えある受賞

おめでとう

ございます

長年にわたり生衛組合の組織強化と業界発展のために貢献されました。
これからも元気で活躍されることを祈念いたします。

◎厚生労働大臣表彰

園山 繁氏 (出雲市)

旅館ホテル生活衛生同業組合理事

◎全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

安部 由美子氏 (雲南市)

クリーニング生活衛生同業組合事務局長

村上 聖継氏 (隠岐郡隠岐の島町)

食肉生活衛生同業組合監事

小川 進介氏 (出雲市)

旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事

組合トピックス

振興交付金事業研修会開催
研修会テーマ「集客に繋がるPR」

飲食業生活衛生同業組合

9月11日(月)、雲南市大東町「須賀集会所」に於いて、(株)LOWP PRコンサルタント/コピーライター 菅野 夕霧氏を講師に、参加数35名により、集客に繋がるPRをテーマとしたセミナーを開催いたしました。

ネットメディアなどを使うことの重要性と、メディアが取り上げられる情報発信のノウハウを学びました。松江市でうなぎ店を営む「福吉」さんは、「最近3回のテレビ取材を受けたが、なかでも人気番組バナナマンのせっかくグルメ松江の放送後、全国から問い合わせがあり、集客に繋がり、反響が良かったです。」と話され、参加者が集客に繋がる情報を共有しました。



参加者から、研修会に参加して「大変満足！今後も開催してほしい！」と感想をいただきました。



クリーニング講習会を開催

クリーニング生活衛生同業組合

令和5年度振興交付金個別事業を、令和5年10月1日にサンライフ松江にて行いました。

今期は、組合員様からの提案によりクリーニング特殊技能研修会を行い、参加された15名の方には終了証をお渡ししました。

講師理事長によるクリーニングの仕上げをピフォーアフターのプリントで説明し、参加者にとっても好評でした。



組合トピックス

全飲連青年部創立40周年記念福岡県大会参加報告

飲食業生活衛生同業組合 青年部



令和5年11月6日(月)、福岡県ホテルオークラ福岡に於いて、全飲連創立40周年記念式典並びに記念講演会、懇親会が開催され、益田支部青年部より、会長、副会長、事務局の3名が参加いたしました。

式典では、全飲連青年部会 朝日 勤 会長が開会のことばを述べられ、創立40周年を迎えさらなる組合員の一致団

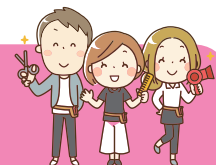
結、地域との連携、青年部体制の充実、組織拡充を図り、飲食業界の発展に繋がるよう、社会情勢、時代のニーズの多様化を捉え消費者のさらなる安心、安全に依っていき、社会的責任も果たしていき、連合会や組合運営に取り組んでいかなければならないと語られました。

式典に続き、(株)ふくやの創業2代目 川原 正孝 氏を講師に迎え、「ふくや版 地域との関わり方 ～ふくや創業者 川原俊夫の思いを今に繋ぐ～」と題した講演会が開催されました。明太子の歴史、人材の育成を踏まえ、「強い会社・良い会社」の経営手法について貴重な御講話を拝聴することができました。



トップマスタースモード普及講習会

美容業生活衛生同業組合



令和5年11月6日(月) 12時より出雲市のアクティビカワにおいて4年振りとなるトップマスタースモード普及講習会を開催いたしました。

講習会では兵庫県から中馬由美子先生をお迎えし新しいヘアスタイル、成人式でも使える洋装和装どちらにでもアレンジ可能なアップスタイルの指導をして頂きました。



また、県内講師会員さんによる新しい帯結び「元気(げんき)」「踊(おど)」の展示・指導も同時に行いました。



久しぶりの開催となった講習会では多くの方から「とても楽しい講習会だった」とのお声も頂きました。

さらに、11月27日(月)にはこの日に発表になった帯結びの実技講習会を県内4会場で開催し沢山の組合員さん、従業員さんが講習を受講されました。

組合トピックス

島根県観光施策懇談会を開催

旅館ホテル生活衛生同業組合

令和5年10月30日(月) 松江ニューアーバンホテルにて、丸山知事をはじめ、島根県議会、山陰インバウンド機構、島根県観光連盟、島根県各部署より計24名をお招きし、当組合から17名、合計41名にて島根県観光施策懇談会を開催致しました。



観光宿泊業の諸課題や各地域の現状等をお伝えし、活発な意見交換をすることが出来ました。

今後も組合員からの意見、要望を伝える場を作り、官民一体となってこれからの観光宿泊業、島根県を盛り上げていきたいと思います。

島根県生活衛生同業組合

| 組合名 | 事務所所在地 | 電話番号 |
|-------------------|-------------------------------------|--------------|
| 島根県飲食業生活衛生同業組合 | 〒690-0882 松江市大輪町414-9 424号 | 0852-21-0808 |
| 島根県食肉生活衛生同業組合 | 〒699-2212 大田市朝山町仙山1677-2 | 0854-85-7843 |
| 島根県理容生活衛生同業組合 | 〒690-0882 松江市大輪町414-9 414号 | 0852-21-8865 |
| 島根県美容業生活衛生同業組合 | 〒690-0842 松江市東本町5丁目31-1 西村ビル2F | 0852-27-6060 |
| 島根県興行生活衛生同業組合 | 〒690-0001 松江市東朝日町151 松江東宝5内 | 0852-28-2100 |
| 島根県旅館ホテル生活同業組合 | 〒690-0852 松江市千鳥町83番地 COCO MATSUE 2F | 0852-21-3882 |
| 島根県クリーニング生活衛生同業組合 | 〒690-0882 松江市大輪町414-9 413号 | 0852-21-4652 |

島根県からのお知らせ

旅館業の営業者の皆様へ

令和5年12月13日から旅館業法が変わります！

宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に

お問い合わせ・参考リンク 詳細版 P19、指針 P46

・自治体やその他の相談窓口はこちら
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00007.html



・改正旅館業法や指針、
詳細版研修ツールに
ついてはこちら



生活衛生関係営業等の営業者の皆さまへ

事業譲渡に関する手続きが整備されます

2023年12月13日から、承認手続きまたは届出のみとなります

1

2023（令和5）年12月13日から、以下の営業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、承認手続きまたは届出により、営業者の地位を承継することとなります。

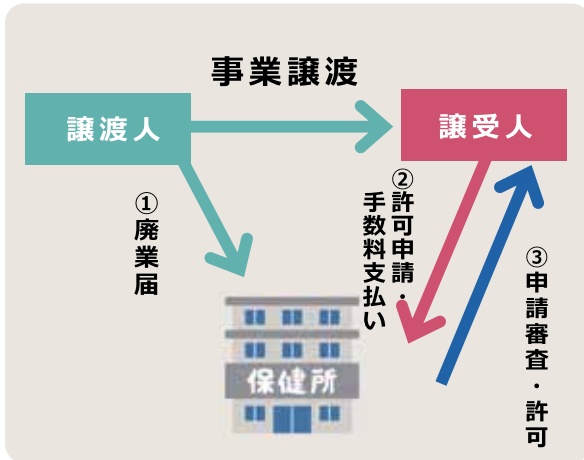
対象となる営業（根拠法）

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業（旅館業法） ※要事前申請 ・ 食品衛生法に基づく営業（食品衛生法） ・ 理容所の営業（理容師法） ・ 興行場営業（興行場法） ・ 浴場業（公衆浴場法） | <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーニング所又は無店舗取次店の営業（クリーニング業法） ・ 美容所の営業（美容師法） ・ 食鳥処理業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律） |
|---|---|

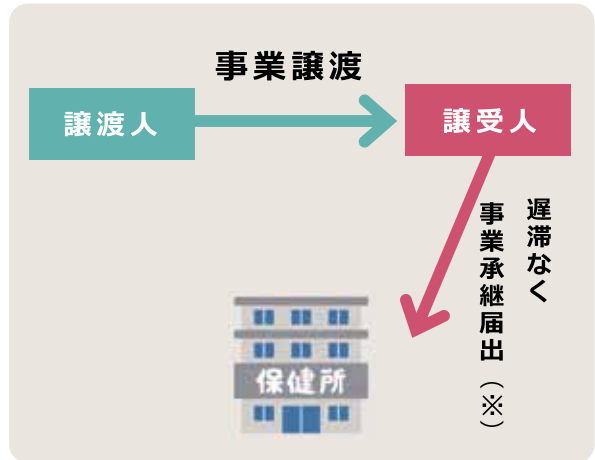
例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法）

注：法律によって取扱いが異なります。旅館業法の場合、改正後は届出ではなく承継手続きが必要です。

【現状】



【改正後】





※承継届のほか、譲渡を証する書類等の添付が必要です。

2

譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、管轄の保健所にあらかじめ相談するようお願いします。また、譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、保健所に対し、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行ってください。

参考情報

- 厚生労働省ウェブサイト（事業譲渡について）
URL : https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/second_4.html
- 事業譲渡に際し、譲受人は、衛生水準の向上等を使命とする生活衛生同業組合への加入も、ぜひご検討ください。
URL : <https://www.seiei.or.jp/kumiai/index.html>

冬は特にご注意ください！

食品を取扱う方々へ

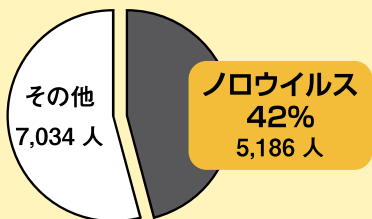
ノロウイルスによる食中毒

食中毒は夏だけではありません。
ウイルスによる食中毒が
冬に 多発しています!!!

データでみると

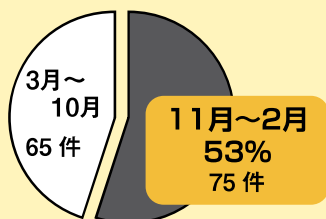
ノロウイルスによる食中毒は、

◆患者数で第1位



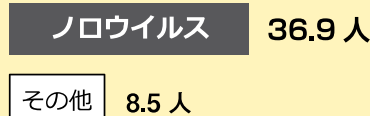
原因別の食中毒患者数（年間）

◆冬期に多い



ノロウイルス食中毒の発生時期別の件数（年間）

◆大規模な食中毒になりやすい



食中毒1件あたりの患者数

※出典：食中毒統計（平成30～令和4年の平均。病因物質が判明している食中毒に限る。）

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の

健康管理

- 普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。
- 症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしない。
- 毎日作業開始前に調理従事者の健康状態を確認し、責任者に報告する仕組みをつくる。

作業前などの

手洗い

- 洗うタイミングは、
 - ◎ トイレに行ったあと
 - ◎ 調理施設に入る前
 - ◎ 料理の盛付けの前
 - ◎ 次の調理作業に入る前
 - ◎ 手袋を着用する前
- 汚れの残りやすいところをていねいに
 - ◎ 指先、指の間、爪の間
 - ◎ 親指の周り
 - ◎ 手首、手の甲

調理器具の

消毒

- 洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法又はこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

ノロウイルスQ&A [検索](#)

「今週の+1」で健康づくり応援しています！

- 県では、今よりもう一つ健康づくりに取り組む「+1 (プラスワン)」活動を進めています。
- 昨日より一歩、健康に近づく具体的な「+1 (プラスワン)」を、県健康推進課公式XやFacebook、県ホームページで毎週発信しています。

【バックナンバー】


今週の+1

(4/3~4/9)

取り組むことが分かりやすい！

いつもよりあと10分歩いてみよう

新年度が始まりました！忙しい毎日ですが、いつもよりあと10分歩いてみませんか？
地域によっては、桜も見頃です。深呼吸して歩いてみましょう。



しまね健康寿命延伸プロジェクト



つつい動きたくなるアドバイス！



ここをチェック！

「今週の+1」を
見てみよう！
島根県ホームページ



職場に貼って健康経営！

健康づくりのポイント紹介しています！

めざそう！
健康寿命日本一！

**あと野菜
プラス70g!**

しまねの野菜でいい調子!

キャッチコピーの
ヒミツは
こちらへ

めざそう！
健康寿命日本一！

**あと塩分
マイナス1g!**

素材のおいしさに気付くかも!

キャッチコピーの
ヒミツは
こちらへ

めざそう！
健康寿命日本一！

**あと10分!
あと1,000歩!**

すきま時間に「ちょいトレ」チャレンジ

キャッチコピーの
ヒミツは
こちらへ

「しまねMAMEインフォ」公開中!

5分位の短い動画で健康に役立つワンポイントがわかります!

風しんの流行は、 突然やってきます。

1976年

1982年

1987年

1992年

2012年

2018年

20??年



次は、今年かもしれません。

対象者の42歳～59歳の男性に、風しんの抗体検査と
予防接種のクーポンをお送りしています。

次の流行を起こさないために、
そして、あなたと、周りの人の安心のために。
少しでも早い検査と接種に、ご協力ください！

クーポンが届いたら、
風しんの抗体検査・予防接種を！

島根県感染症対策室



日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生関係の事業を営む皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する
融資制度のご案内

生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス感染症関連)

| | |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方で生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方であって、次の1または2のいずれかに該当する方 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方 2 債務負担が重くなっている方(注1) |
| お使いみち | 設備資金および運転資金 |
| 融資限度額 | 1,000万円(別枠) |
| 利率(年)(注2) | 当初3年間:0.70%(別枠の1,000万円以内)(注3)、4年目以降:1.20% |
| ご返済期間 | 【設備資金】20年以内(うち据置期間5年以内) 【運転資金】20年以内(うち据置期間5年以内) |

(注1) 一定の要件を満たす必要があります。

要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。

(注2) 令和6年1月4日時点で適用される利率です。

(注3) 当初3年間(別枠1,000万円以内)に適用される利率の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間(6,000万円以内)に適用される適用限度額に含まれます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。



「松江支店の石橋です。
趣味はサイクリングです。
事業者様のお力になれるよう、
精一杯頑張ります。お気軽に
ご相談ください。」



浜田支店の糸田です。
広島市出身です。趣味は
釣りです。
地域の発展に貢献できる
ように頑張ります。
よろしくお願いします。



「松江支店の横木です。出雲市
出身で、令和4年に松江支店
の配属となりました。地元島
根の力になれるよう頑張ります。
よろしくお願いします。」

《お問い合わせ先》

(公財)島根県生活衛生営業指導センター
☎ 0852-26-0651
日本政策金融公庫 松江支店(国民生活事業)
☎ 0852-23-2651
日本政策金融公庫 浜田支店(国民生活事業)
☎ 0855-22-2835

生活衛生同業組合活動推進月間 (衛生水準の確保・向上事業)

毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関・団体の協力のもと、生衛組合の周知工法や組合活動の活性化のための取り組みを重点的に展開しています。

令和5年度も11月6日に、各生衛組合及び指導センターに加え、行政や政策金融公庫の出席のもと、連絡会議を開催しました。

会議では各生衛組合の現状や課題等を検討するとともに、関係機関の連携強化と組合活動活性化の推進について意見交換しました。



令和5年度 後継者育成支援事業

理容の紹介



若い人の生衛業についての職業意識の向上と就業を促進し、後継者の育成を目的として、12月19日(火) 松江西高等学校において島根県理容生活衛生同業組合講師会のご協力のもと、2年生127名を対象に4年ぶりとなる後継者育成支援事業(理容業の出前授業)を開催しました。



デモンストレーション

まず、理容業への理解を深めるため、パワーポイントを使用して理容師になるための資格取得方法を始め、スキルアップのための競技会が開催されていることや生活スタイルに合わせて勤務形態を選択することも可能であること、また、多様な活躍の場があることなどが紹介されました。



▲クラス代表によるカット体験▼

続いて、講師2名によるデモンストレーションがあり、時間内にカットを仕上げるプロの技に参加した生徒さんは真剣な眼差しを向けていました。

その後、各クラスの生徒代表によるウィッグを使ったカット体験を行うなど、中身の濃い授業となりました。

生徒アンケートの中には、「理容について詳しく知ることができてイメージが変わった。」「理容師への興味がわいてきた。」など、理容業に対して好印象を持っていただくことができました。



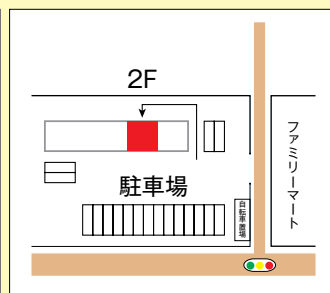
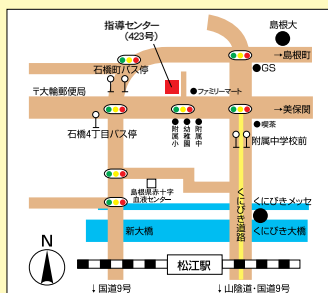
生衛業の皆様へ営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆指導センターの事業計画、各種研修(クリーニング師研修など)については、ホームページ(<https://seiei-shimane.or.jp/>)をご覧ください。



〒690-0882 松江市大輪町 414-9 423号
TEL : 0852-26-0651 Fax : 0852-26-4684